

第59期 定時株主総会 招集ご通知

日時

2023年6月20日(火曜日)
13時00分(受付開始:12時30分)

場所

東京都千代田区大手町1-2-1
Otemachi One 3F 大手町三井ホール

(開催場所が昨年と異なります。末尾の
「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、
お間違えのないようご注意ください。)

決議事項

- 第1号議案 取締役9名選任の件
- 第2号議案 剰余金処分の件
- 第3号議案 役員賞与支給の件

新型コロナウイルス感染症の対処について

- ・新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針が廃止されましたので、本株主総会へのご出席に際してのマスク着用は、株主総会開催日時点での流行状況を鑑みて、株主様ご自身にてご判断いただき、来場賜りますようお願い申し上げます。
- ・当日スタッフは事前に抗原検査を受け陰性確認を行い、マスク着用にてご対応させていただきます。

お土産について
本年度は、六花亭の
お菓子をご用意して
おります。



株主の皆様へ

株主の皆様におかれましては、平素より格別のご高配を賜り、誠に有難う御座います。
このたび、前社長高橋修の後任として 2023 年 4 月より、代表取締役社長に就任いたしました新村亮でございます。
当社は 1966 年に創業し、ユニットハウスの代名詞ともいえる「スーパーハウス」と共に成長してまいりました。近年ではより大型の建築であるモジュール・システム建築を商材に加え、「No.1 軽量鉄骨ゼネコン」を目指して日々チャレンジしております。

ここ数年頻発する自然災害において、応急仮設住宅の提供などはもちろんのこと、一日も早く迅速に復興支援に取り組めるよう、全国各地の市区町村と災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定を締結し、地域の皆様の「もしも」にお応えするための体制を整えるとともに、世界的な取り組みである SDGs の定める 17 の目標の中から、当社と関係の深い「教育」「エネルギー」「まちづくり」「気候変動」の項目に取り組んでまいります。

これからも企業理念である「明るく・元気に・前向きに」誠実な経営を通して、お客様や地域社会だけでなく、すべてのステークホルダーの皆さまから信頼される企業創造を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続きご支援賜りますようお願い申し上げます。

株式会社ナガワ代表取締役社長

新村 亮

グループキーワード2023年度

経営理念

「明るく」「元気に」「前向きに」

しょう げき こう どう
商 激 考 動

目次

第59期定時株主総会招集ご通知	2
議決権の行使方法のご案内	3
株主総会参考書類	
第1号議案 取締役9名選任の件	5
第2号議案 剰余金処分の件	11
第3号議案 役員賞与支給の件	12
事業報告	13
計算書類	34
監査報告	40
株主総会会場ご案内図	巻末



第59期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第59期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第59期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://group.nagawa.co.jp/news.html>

当日、ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年6月19日(月曜日)17時までには到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。又、インターネットによって議決権を行使することができますので、パソコン・スマートフォンから議決権行使ウェブサイトをご利用の場合は、サイトの案内に従って議案に対する賛否を、2023年6月19日(月曜日)17時までにご入力いただきますようお願い申し上げます。詳細につきましては、本招集ご通知の3ページから4ページをご参照ください。

敬 具

記

1 日 時	2023年6月20日(火曜日)13時00分(受付開始:12時30分)
2 場 所	東京都千代田区大手町1-2-1 Otemachi One 3F 大手町三井ホール (開催場所が昨年と異なります。末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えのないようご注意ください。)
3 目的事項	<p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 第59期(2022年4月1日から2023年3月31日まで) 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 第59期(2022年4月1日から2023年3月31日まで) 計算書類報告の件 <p>決議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 第1号議案 取締役9名選任の件 第2号議案 剰余金処分の件 第3号議案 役員賞与支給の件

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

議決権の行使方法のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様が当社の経営に参画していただくことができる重要な権利です。以下をご参照のうえ、いずれかの方法にてご行使くださいますようお願い申し上げます。議決権の行使には、以下の3つの方法がございます。

株主総会に出席	議決権行使書を郵送	インターネットで議決権を行使される場合
 <p>議決権行使書を会場受付にご提出ください。(捺印は不要です。)</p>	 <p>議決権行使書に各議案の賛否をご表示のうえ、ご投函ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。</p>	 <p>次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。</p>
<p>株主総会開催日時</p> <p>2023年6月20日(火) 13時00分</p>	<p>行使期限</p> <p>2023年6月19日(月) 17時00分までに到着</p>	<p>行使期限</p> <p>2023年6月19日(月) 17時00分入力完了分まで</p>

議決権行使書のご記入方法のご案内

議決権行使書
株式会社ナガワ 様中

株主総会日 議決権の数 個
年 月 日

議案	原案に対する賛否
第1号議案	賛 否
第2号議案	賛 否
第3号議案	賛 否

基礎日現在のご所有株式数 株
議決権の数 個

お願い

1. 2. 3.

株式会社ナガワ

こちらに、各議案の賛否をご表示ください。

【第 号議案】
賛成の場合：「賛」の欄に○印
反対の場合：「否」の欄に○印

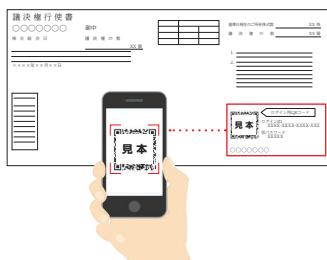
※当日ご出席の場合は、議決権行使書の郵送による議決権行使のお手続きは不要です。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



QRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

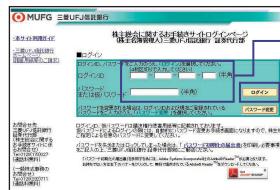
インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

※議決権行使書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。
インターネットにより、複数回にわたり議決権を行使された場合には、最後に行使されたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

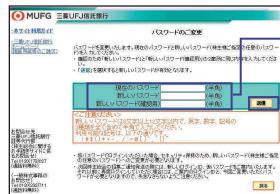
議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する。



「新しいパスワード」を入力
「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

第1号議案 取締役9名選任の件

本株主総会終結のときをもって、取締役全員（8名）が任期満了となります。つきましては、経営体制の継続と組織体制の強化としまして取締役9名（うち社外取締役4名）の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における現在の地位及び担当	属性
1	高橋 修	代表取締役会長	再任
2	新村 亮	代表取締役社長兼管理本部長	再任
3	濱野 新大	常務取締役営業本部長	再任
4	菅井 賢志	常務取締役技術本部長	再任
5	溝口 真樹	執行役員製造本部長	新任
6	木之瀬 幹夫	取締役	再任 社外 独立
7	猪岡 修治	取締役	再任 社外 独立
8	西田 英樹	取締役	再任 社外 独立
9	高橋 淳子	取締役	再任 社外 独立

取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

当社は、取締役候補の選任を行うに当たっては、役割に応じた必要な能力、経験、人柄等を検討し、取締役会において決定しております。また、監査役候補の選任を行うに当たっては、役割に応じた必要な能力、経験、人柄等を検討し、監査役会の同意を得て、取締役会において決定しております。

1 高橋 修

たか はし おさむ
(1962年6月24日生)

所有する当社株式の数
2,011,240株

在任年数
25年

当事業年度取締役会
出席回数
13回/13回



再任

【略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況】

1985年 4月	富士通株式会社入社	2008年 6月	代表取締役社長
1988年 1月	当社入社	2012年10月	NAGAWA(THAILAND)CO.,LTD. 代表取締役社長
1995年 4月	企画室課長		代表取締役社長
1998年 4月	製造部次長兼企画室次長	2014年 4月	NAGAWA(THAILAND)CO.,LTD. 取締役
1998年 6月	取締役企画室長		代表取締役社長兼管理本部長
2002年 4月	専務取締役第一営業本部長	2016年 4月	NAGAWA OY CONSTRUCTION Co.,Ltd.取締役
2004年 3月	株式会社建販代表取締役社長	2018年 2月	代表取締役社長
2004年 6月	代表取締役社長管理本部管掌	2018年 4月	代表取締役社長
		2023年 4月	代表取締役会長 (現任)

■取締役候補者とした理由

2004年6月に代表取締役社長に就任して以来、グループ全体の経営の陣頭に立ち、適正に職務を遂行し、着実に成果を上げ、その職務を十分に果たしており、今後も、最高経営責任者（代表取締役）の1人として、当社グループの成長・発展に寄与することが期待できると判断したため、引続き取締役候補者としたしました。

2 新村 亮

しん むら りょう
(1975年4月4日生)

所有する当社株式の数
1,000株

在任年数
8年

当事業年度取締役会
出席回数
13回/13回



再任

【略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況】

1998年 4月	当社入社	2019年 4月	常務取締役管理本部長兼企画室長 兼経理部長
2009年 4月	企画室課長		
2011年 4月	企画室兼海外準備室課長	2021年 1月	常務取締役管理本部長兼企画室長 兼経理部長兼海外事業推進室長 兼システム開発室管掌
2014年 4月	企画室長兼海外事業推進室長		
2015年 6月	取締役企画室長兼海外事業推進室長	2022年 4月	専務取締役管理本部長兼企画室長 兼経理部長兼システム開発室管掌 兼安全危機管理室管掌
2018年 3月	NAGAWA OY CONSTRUCTION Co.,Ltd. 取締役		
2018年 4月	常務取締役管理本部長兼企画室長 兼海外事業推進室長	2023年 4月	代表取締役社長兼管理本部長 (現任)

■取締役候補者とした理由

当社グループ内での営業領域の常務のほか、主に海外事業、経営企画、マーケティングなどの各分野で豊富な経験を有しており、企画室長として、国内外事業戦略の策定、海外事業全般の収益力向上や海外における新たな需要の創造に実績があります。2018年4月より常務取締役、2022年4月より専務取締役として管理本部長を務め、当社グループにおける企業価値の更なる向上の強化、推進に寄与したことから、2023年4月には代表取締役社長に就任。今後も当社グループの成長・発展を牽引する人材であると判断したため、引続き取締役候補者としたしました。

3 はまのあらた 濱野 新大

(1974年8月21日生)

所有する当社株式の数
1,200株

在任年数
4年

当事業年度取締役会
出席回数
13回/13回



再任

【略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況】

1995年 4月	株式会社ナガワ建販入社 (当社が吸収合併し解散)	2021年 1月	取締役営業本部長
2007年 4月	当社入社	2023年 4月	常務取締役営業本部長 (現任)
2011年 4月	名古屋営業所所長		
2013年 4月	札幌営業所所長		
2017年 4月	営業本部次長		
2019年 4月	企画室部長兼海外事業推進室長		
2019年 6月	取締役企画室長兼海外事業推進室長		

■取締役候補者とした理由

当社グループ内で入社以来28年以上にわたり、営業領域の業務を担当し、豊富な経験と幅広い見識を有し、2017年からは営業本部において営業戦略の策定、推進などを行い着実に成果を上げております。これまでの営業領域のほかに、経営企画、海外事業推進にも携わり2021年1月より営業本部長を務め、2023年4月には常務取締役に就任しました。今後も当社グループの成長・発展に寄与することが期待できると判断したため、引き続き取締役候補者としていたしました。

4 すがいけんじ 菅井 賢志

(1965年3月27日生)

所有する当社株式の数
741,000株

在任年数
18年

当事業年度取締役会
出席回数
13回/13回



再任

【略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況】

1987年 4月	NOK株式会社入社	2014年 4月	常務取締役企画室管掌
1993年 4月	当社入社	2015年 4月	常務取締役
2003年 4月	埼玉営業所所長		NAGAWA DO BRASIL INDUSTRIA DE CONSTRUÇOES MODULARES LTDA.
2005年 4月	企画室部長		副社長
2005年 6月	取締役企画室部長		
2006年 6月	取締役経理部長	2017年 4月	常務取締役製造技術本部長
2011年 6月	常務取締役経理部長	2023年 4月	常務取締役技術本部長 (現任)
2012年10月	常務取締役企画室部長兼海外準備室長		

■取締役候補者とした理由

当社グループ内で営業、経営企画、経理、システム部門領域のほか、海外グループ会社の領域において、適正に職務を遂行し、着実に成果を上げ、その職務を十分に果たしており、2023年4月より技術本部長を務めております。今後も取締役として、当社グループの成長・発展に寄与することが期待できると判断したため、引き続き取締役候補者としていたしました。

5 溝口 真樹

みぞ ぐち

まさ き

(1972年9月1日生)

所有する当社株式の数
2,000株



新任

【略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況】

1996年 4月	当社入社	2022年 4月	執行役員製造技術本部副本部長
2003年 4月	富山営業所所長	2023年 4月	執行役員製造本部長（現任）
2006年 4月	金沢営業所所長		
2008年 4月	名古屋営業所所長		
2011年 4月	中部ブロック ブロック長		
2013年 4月	NAGAWA(THAILAND)CO.,LTD. 社長		
2017年 4月	関東第一ブロック ブロック長		
2019年 4月	執行役員営業本部部長		

■取締役候補者とした理由

同氏は、当社グループ内で入社以来26年以上にわたり、営業領域の業務を担当し、豊富な経験と幅広い見識を有し、2022年からは製造技術本部において製造戦略の策定・推進などを行い着実に成果を上げております。今後は、2023年4月に就任した製造本部長として当社グループにおける企業価値の更なる向上に適切な人材と判断したため、新任の取締役候補者といたしました。

6 木之瀬幹夫

きの せ 幹 夫

(1960年12月18日生)

所有する当社株式の数
0株

在任年数
8年

当事業年度取締役会
出席回数
13回/13回



再任

社外

独立

【略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況】

1995年 5月	第二東京弁護士会入会
	鈴木・和田法律事務所入所
2001年 4月	鈴木・和田・木之瀬法律事務所設立
2010年12月	鈴木総合法律事務所代表弁護士
2015年 4月	関東弁護士会連合会理事
2015年 6月	当社社外取締役（現任）
2020年 2月	ミキオ・キノセ法律事務所代表 弁護士（現任）

■社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

同氏は社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、2015年6月に当社社外取締役に就任以来、社外取締役としての職務を十分に果たしており、弁護士として企業法務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有しておられることから、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。今後も、当グループの成長・発展に寄与することが期待できると判断したため、引続き社外取締役候補者となりました。

7 猪岡 修治

いの おか

しゅう じ

(1949年12月9日生)

所有する当社株式の数
500株

在任年数
5年

当事業年度取締役会
出席回数
13回/13回



再任

社外

独立

【略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況】

1972年 4月 株式会社横河橋梁製作所入社
(現株式会社横河ブリッジHD)
2002年 4月 株式会社横河システム建築取締役
2008年 6月 株式会社横河システム建築代表取締役
役社長
2016年 6月 株式会社横河システム建築顧問
2017年 9月 株式会社横河システム建築顧問退任
2018年 6月 当社社外取締役 (現任)

■社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

同氏は2018年6月に当社社外取締役に就任以来、社外取締役としての職務を十分に果たしており、システム建築の知見に長けていることに加え、企業経営を統治する十分な見識を有していることから、今後も、当社グループの成長・発展に寄与することが期待できると判断したため、引続き社外取締役候補者といたしました。

8 西田 英樹

にし だ

ひで き

(1956年4月3日生)

所有する当社株式の数
0株

在任年数
4年

当事業年度取締役会
出席回数
13回/13回



再任

社外

独立

【略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況】

1987年 3月 栄光会計事務所 (現E Y新日本有限責任監査法人) 入所
1990年 3月 公認会計士登録
2005年 5月 新日本監査法人 (現E Y新日本有限責任監査法人) 代表社員
2017年 6月 新日本有限責任監査法人 (現E Y新日本有限責任監査法人) 退所
2017年 7月 西田公認会計士事務所代表 (現任)

■社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

同氏は社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、現E Y新日本有限責任監査法人に30年にわたり従事しており、会計・財務に関する高度な経験や知見を有しており、また、当社グループのコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図り、企業価値や経営の透明性をさらに向上させる職務を適切に遂行できる人材であり、今後も、当社グループの成長・発展に寄与することが期待できると判断したため、引続き社外取締役候補者といたしました。

9 高橋 淳子

たか はし じゅん こ
(1956年3月22日生)

所有する当社株式の数
0株

在任年数
3年

当事業年度取締役会
出席回数
13回/13回



再任

社外

独立

【略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況】

1974年 4月 東京国税局
2010年 7月 目黒税務署副署長
2012年 7月 国税庁東京派遣監察官主任監察官
2015年 7月 江東西税務署署長
2017年12月 高橋淳子税理士事務所代表（現任）
2020年 6月 当社社外取締役（現任）

■社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

同氏は社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、税理士として税務・会計に関する高い知見を有しており企業価値や経営の透明性をさらに向上させる職務を適切に遂行できる人材であり、今後は、当社グループの成長・発展に寄与することが期待できると判断したため、引続き社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 木之瀬幹夫、猪岡修治、西田英樹、高橋淳子の各氏は社外取締役候補者であり、独立役員として届け出ています。
- 再任が承認された場合、引続き独立役員とする予定です。

第2号議案 剰余金処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考えております。当社の事業は、建築・販売事業とレンタル事業から成り立っており、レンタル事業については投資から回収まで数年を要する事業特性から、業績の伸長を踏まえ、かつ将来の事業展開・設備投資等を長期的・総合的に勘案したうえで、各期の利益配分を検討させていただくことを基本方針としております。

これに基づき、将来の設備投資動向等の資金需要を睨みつつ、『総還元性向※』30%を概ねの目安とし、増配や自己株式の取得を行うなど株主の皆様への還元を行ってまいります。

1. 期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

配当財産の種類	金銭
配当財産の割当てに関する事項 及びその総額	当社普通株式1株につき金 60円 配当総額 943,422,420円
剰余金の配当が効力を生じる日	2023年6月21日

2. その他の剰余金の処分にに関する事項

内部留保につきましては、将来の積極的な事業展開に備えた経営基盤の強化を図るため、以下のとおりといたしたいと存じます。

増加する剰余金の項目とその額	別途積立金 2,000,000,000円
減少する剰余金の項目とその額	繰越利益剰余金 2,000,000,000円

※総還元性向：純利益に対する配当と自己株式取得の合計額の比率
なお、第59期の総還元性向は30.7%となっております。

第3号議案 役員賞与支給の件

当期末時点の取締役8名（うち社外取締役4名）及び監査役3名（うち社外監査役2名）に対し、役員賞与総額69,750,000円（取締役分61,400,000円、監査役分8,350,000円）を支給することといたしたいと存じます。本議案は、当期の業績、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数等を総合的に勘案し、指名報酬委員会の審議を経て取締役会で決定しております。なお、各取締役及び各監査役に対する金額は、取締役については取締役会に、監査役につきましては、監査役の協議にご一任いただきたいと存じます。

役員賞与支給	69,750,000円
取締役8名分（うち社外取締役4名）	61,400,000円
監査役3名分（うち社外監査役2名）	8,350,000円

以上

事業報告 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

1 企業集団の現況

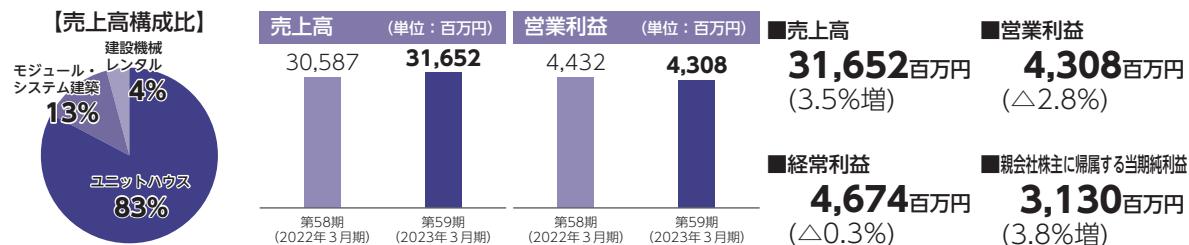
(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の行動制限緩和により、コロナ禍からの緩やかな持ち直しが続く一方、ウクライナ情勢の長期化や世界的なエネルギー・食料価格の高騰、世界経済の回復が鈍化している影響を受け、先行きは不透明な状況となっております。

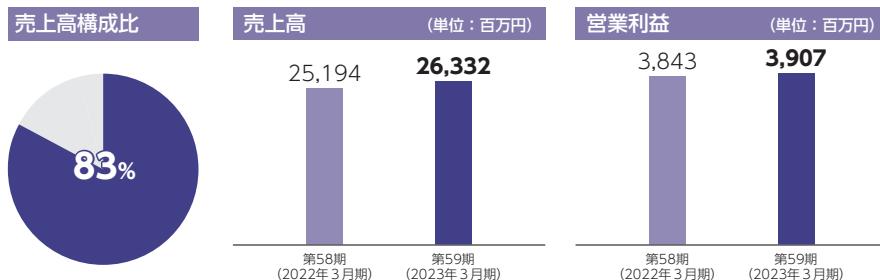
この様な環境のもと、今後の需要拡大を見据え、展示場の新規開設や拡充、製造拠点拡大のための積極的な投資を行ってまいりました。

その結果、当連結会計年度における売上高は316億5千2百万円（前期比3.5%増）、営業利益は43億8百万円（前期比△2.8%）、経常利益は46億7千4百万円（前期比△0.3%）、親会社株主に帰属する当期純利益は31億3千万円（前期比3.8%増）となりました。



企業集団の事業区分別売上状況は次のとおりであります。

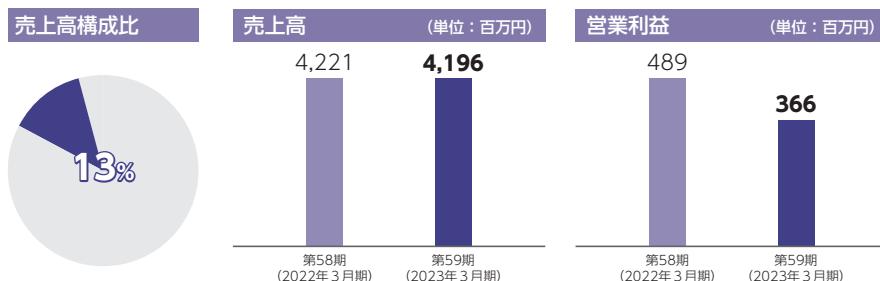
ユニットハウス事業



ユニットハウス事業におきましては、販売は常設展示場の品揃え強化の徹底、ならびに全国一斉キャンペーンを実施し、個人、法人のいずれも販売拡大に努めてまいりました。レンタルは引き続き堅調な需要に対応するため、自社工場を新設して生産能力をを増強。年間を通じて高い稼働率で推移しました。

その結果、当事業のセグメント売上高は263億3千2百万円（前期比4.5%増）となりました。またセグメント利益は39億7百万円（前期比1.7%増）となりました。

モジュール・システム建築事業



モジュール・システム建築事業におきましては、7月に開設したモジュール建築展示場を皮切りに、従来の展示場のリニューアルも含め、全国で7つのモジュール建築展示場を開設し、新たな需要の喚起と受注拡大に努めてまいりました。

その結果、当事業のセグメント売上高は41億9千6百万円（前期比△0.6%）となりました。また、セグメント利益は3億6千6百万円（前期比△25.2%）となりました。

建設機械レンタル事業



建設機械レンタル事業におきましては、建設市場の工事発注金額は減少傾向が続きましたが、地域に密着した営業活動の強化に取り組んでまいりました。

その結果、当事業のセグメント売上高は11億2千3百万円（前期比△4.0%）となりました。また、セグメント利益は8千4百万円（前期比△41.0%）となりました。

② 設備投資の状況

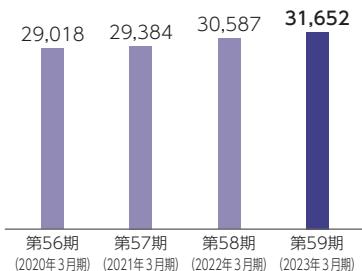
当連結会計年度における設備投資は63億9百万円で、その主なものは、貸与資産の取得47億9百万円であります。

③ 資金調達の状況

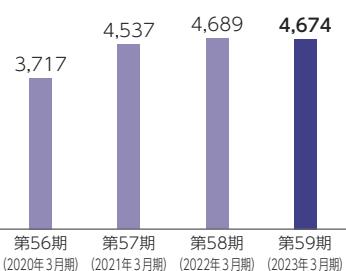
上記の設備資金は主に自己資金により賄いましたので、資金調達につきましては、特記すべき事項はありません。

(2) 直前3連結会計年度の財産及び損益の状況

売上高 (単位：百万円)



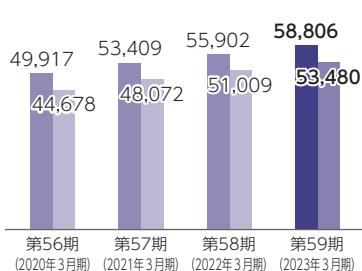
経常利益 (単位：百万円)



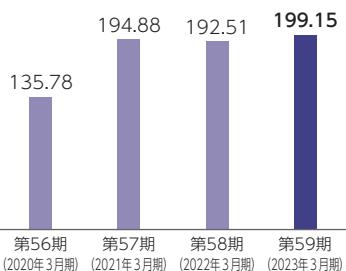
親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



総資産/純資産 (単位：百万円)



1株当たり当期純利益 (単位：円)



1株当たり純資産 (単位：円)



		第56期 (2020年3月期)	第57期 (2021年3月期)	第58期 (2022年3月期)	第59期 (当連結会計年度) (2023年3月期)
売上高	(百万円)	29,018	29,384	30,587	31,652
経常利益	(百万円)	3,717	4,537	4,689	4,674
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	2,105	3,036	3,017	3,130
1株当たり当期純利益	(円)	135.78	194.88	192.51	199.15
総資産	(百万円)	49,917	53,409	55,902	58,806
純資産	(百万円)	44,678	48,072	51,009	53,480
1株当たり純資産	(円)	2,867.61	3,084.71	3,244.32	3,401.25

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第58期の期首から適用しており、第58期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

次連結会計年度につきましては、国内の経済活動やインバウンド需要の回復が見込まれるものの、世界経済の減速による影響が懸念され、引続き予断を許さない状況が予想されます。

建設業界におきましては、新型コロナウイルス感染症の収束後の補正予算等の期待から、一時的な受注環境の好転は期待されるものの、資材高騰や、国際情勢の先行きが不透明なことから、経営環境は予断を許さない状況が予想されます。

このような環境のもと当社グループといたしましては、景気回復に伴い拡大する需要に着実に対応すべく、(1) モジュールベース（大型展示場）、サテライト展示場の増設による空白地域の販売網の拡大、(2) 3D見積りシステムを活用したスピード感のある提案力の強化とWEB受注の拡大、(3) モジュール・システム建築事業のさらなる拡大のためのM&A推進による人材確保と業容拡大、(4) 資格取得によるプロ集団の形成に取り組み、低層建築市場における「軽量鉄骨ゼネコン」の確立を目指してまいります。

さらに、多様化する顧客の要望に対応するため、商品開発を進め優位性の高い商品を供給するのはもちろん、販売網の拡大と、設備投資による供給力の強化も進めてまいります。

また、コーポレートガバナンスをはじめコンプライアンス遵守とリスクマネジメントに誠実に取り組み、経営の透明性と健全性を一層高め、継続的な企業価値向上に努めてまいります。

2024年3月期通期業績の見通しにつきましては、連結売上高350億円、連結営業利益52億円、連結経常利益54億円、親会社株主に帰属する当期純利益37億円を予想しております。

(5) 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

当社グループはユニットハウスの製造・販売・賃貸、建設機械・備品の、販売・賃貸及びモジュール・システム建築の販売を主とした事業を行っております。

(6) 主要な営業所及び工場 (2023年3月31日現在)

① 当社

本店 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

営業所

旭川営業所	(北海道上川郡当麻町)	沼津営業所	(静岡県沼津市)
帯広営業所	(北海道河東郡音更町)	浜松営業所	(浜松市東区)
札幌支店	(札幌市東区)	静岡営業所	(静岡市駿河区)
登別営業所	(北海道登別市)	安城営業所	(愛知県安城市)
伊達営業所	(北海道伊達市)	名古屋支店	(名古屋市中区)
倶知安営業所	(北海道虻田郡倶知安町)	三重営業所	(三重県四日市市)
道南営業所	(北海道二世郡八雲町)	岐阜営業所	(岐阜県羽島郡岐南町)
函館営業所	(北海道函館市)	金沢営業所	(石川県金沢市)
青森営業所	(青森県青森市)	富山営業所	(富山県富山市)
盛岡営業所	(岩手県盛岡市)	福井営業所	(福井県福井市)
仙台支店	(仙台市青葉区)	京都営業所	(京都市中京区)
秋田営業所	(秋田県秋田市)	滋賀営業所	(滋賀県守山市)
山形営業所	(山形県山形市)	大阪支店	(大阪市北区)
郡山営業所	(福島県郡山市)	堺営業所	(堺市堺区)
いわき営業所	(福島県いわき市)	和歌山営業所	(和歌山県和歌山市)
新潟営業所	(新潟市中央区)	神戸営業所	(神戸市中央区)
長岡営業所	(新潟県長岡市)	姫路営業所	(兵庫県姫路市)
上越営業所	(新潟県上越市)	島根営業所	(島根県松江市)
長野営業所	(長野県長野市)	岡山営業所	(岡山市中区)
前橋営業所	(群馬県前橋市)	広島営業所	(広島市中区)
宇都宮営業所	(栃木県宇都宮市)	山口営業所	(山口県山口市)
水戸営業所	(茨城県水戸市)	高松営業所	(香川県高松市)
つくば営業所	(茨城県つくば市)	高知営業所	(高知県高知市)
千葉営業所	(千葉市中央区)	松山営業所	(愛媛県伊予郡砥部町)
埼玉営業所	(さいたま市大宮区)	福岡営業所	(福岡市中央区)
東京支店	(千代田区)	北九州営業所	(北九州市小倉北区)
日野営業所	(東京都日野市)	長崎営業所	(長崎県長崎市)
横浜営業所	(横浜市中区)	大分営業所	(大分県大分市)
川崎営業所	(川崎市川崎区)	熊本営業所	(熊本市南区)
神奈川営業所	(神奈川県厚木市)	宮崎営業所	(宮崎県宮崎市)
甲府営業所	(山梨県甲府市)	鹿児島営業所	(鹿児島県鹿児島市)

工場

石狩工場	(北海道石狩市)	京都工場	(京都府木津川市)
仙台工場	(宮城県亘理郡山元町)	岡山工場	(岡山県瀬戸内市)
結城工場	(茨城県結城市)	福岡工場	(福岡県鞍手郡鞍手町)
岩槻工場	(さいたま市岩槻区)	宮崎工場	(宮崎県都城市)
東員工場	(三重県員弁郡東員町)		

(7) 使用人の状況 (2023年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数	前連結会計年度末比増減
ユニットハウス事業	401 (14) 名	7名減 (-)
モジュール・システム建築事業	87 (3) 名	3名増 (2名増)
建設機械レンタル事業	18 (6) 名	1名減 (-)
合 計	506 (23) 名	5名減 (2名増)

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
506 (23) 名	13名増 (2名増)	37.8歳	8.3年

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2023年3月31日現在)

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当連結会計年度において、特記すべき事項はありません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2023年3月31日現在)

- | | |
|---------------|-------------------|
| ① 発行可能株式総数 | 30,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 16,357,214株 |
| | (自己株式633,507株を含む) |
| ③ 株主数 | 7,191名 |
| ④ 大株主 (上位10名) | |

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
高橋 修	2,011	12.79
THE SFP VALUE REALIZATION MASTER FUND LIMITED	1,678	10.67
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,525	9.69
高橋 学	1,000	6.35
菅井 賢志	741	4.71
株式会社北洋銀行	683	4.34
株式会社三菱UFJ銀行	610	3.87
THE CHASE MANHATTAN BANK, N.A. LONDON SPECIAL OMNIBUS SECS LENDING ACCOUNT	542	3.45
有限会社エヌ・テー商会	492	3.13
高橋 悦雄	475	3.02

- (注) 1. 持株比率は自己株式633,507株を控除して計算しております。
2. 当社は、633,507株の自己株式を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

(2) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況（2023年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	高橋 修	
専務取締役	新村 亮	管理本部長兼企画室長兼経理部長兼システム開発室管掌兼安全危機管理室管掌
常務取締役	菅井 賢志	製造技術本部長
取締役	濱野 新大	営業本部長
取締役	木之瀬幹夫	ミキオ・キノセ法律事務所代表弁護士
取締役	猪岡 修治	
取締役	西田 英樹	西田公認会計士事務所代表
取締役	高橋 淳子	高橋淳子税理士事務所代表
常勤監査役	高橋 学	
監査役	鳥海 隆雄	鳥海公認会計士事務所代表
監査役	本橋 信隆	本橋公認会計士事務所代表

- (注) 1. 取締役木之瀬幹夫氏、猪岡修治氏、西田英樹氏、高橋淳子氏は、社外取締役であります。
2. 監査役鳥海隆雄氏及び本橋信隆氏は、社外監査役であります。
3. 監査役鳥海隆雄氏及び本橋信隆氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役木之瀬幹夫氏、猪岡修治氏、西田英樹氏、高橋淳子氏、監査役鳥海隆雄氏及び本橋信隆氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 常勤監査役多田俊雄氏は、2022年6月21日をもって、辞任により退任しました。
6. 2020年4月1日より、執行役員制度を導入いたしました。
- 執行役員制度の導入により、執行権限及び執行責任の明確化をはかり、執行役員が「業務執行」を行う体制を構築するとともに、取締役会は「経営方針の決定と監督」を主な役割とし、取締役会の機能強化をはかっております。
- ・ 上席執行役員・・・自らも経営方針の決定と監督に関わり、より経営に近い視点に立ちながら重要事項を監督・実行する役割をもつ。
 - ・ 執行役員・・・決定した重要事項について実行する役割をもつ。
- 執行役員の役職は次のとおりであります。

氏名	役職
久納 正義	上席執行役員 海外事業推進室長
山本 敏朗	上席執行役員 営業本部部長兼東北ブロック長
大澤 博之	執行役員 管理本部総務部部长
溝口 真樹	執行役員 製造技術本部副本部長
高井 勇	執行役員 営業本部部長兼関東第一ブロック長

② 取締役及び監査役の報酬等

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)		対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	賞与	
取締役 (社外取締役を除く)	134,220	78,620	55,600	4
監査役 (社外監査役を除く)	21,545	16,095	5,450	2
社外役員	29,100	20,400	8,700	6
合 計	184,865	115,115	69,750	12

- (注) 1. 取締役及び監査役の報酬は、基本報酬のみとしております。
 2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 3. 上記の報酬等の総額には、以下のものが含まれております。
 ・ 2023年6月20日開催の第59期定時株主総会において付議いたします役員賞与
 取締役 8名 61,400千円 (うち社外取締役 4名 5,800千円)
 監査役 3名 8,350千円 (うち社外監査役 2名 2,900千円)

ロ. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、1991年6月21日開催の第27期定時株主総会において年額300,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。なお、上記決議時において取締役の員数は8名でありました。

監査役の報酬限度額は、1991年6月21日開催の第27期定時株主総会において年額30,000千円以内と決議いただいております。なお、上記決議時において監査役の員数は3名でありました。

ハ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

報酬等の総額は、基本報酬、賞与で構成しており、報酬額の算定にあたっては、業績のほかに事業年度ごとに策定されている経営方針及び目標に対する達成状況、貢献度を総合的に勘案して決定しております。

ニ. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長 新村亮に対し各取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を委任しております。委任した理由は、各取締役の担当部門について総合的に評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に指名報酬委員会がその妥当性等について確認しております。

③ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役木之瀬幹夫氏は、ミキオ・キノセ法律事務所代表弁護士であります。当社とミキオ・キノセ法律事務所との間には特別の関係はありません。
- ・取締役猪岡修治氏は、兼職を行っておりません。従いまして特別の関係もありません。
- ・取締役西田英樹氏は、西田公認会計士事務所代表であります。当社と西田公認会計士事務所との間には特別の関係はありません。
- ・取締役高橋淳子氏は、高橋淳子税理士事務所代表であります。当社と高橋淳子税理士事務所との間には特別の関係はありません。
- ・監査役鳥海隆雄氏は、鳥海公認会計士事務所代表であります。当社と鳥海公認会計士事務所との間には特別の関係はありません。
- ・監査役本橋信隆氏は、本橋公認会計士事務所代表であります。当社と本橋公認会計士事務所との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

取締役 木之瀬幹夫	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回出席いたしました。出席した取締役会において、主に法律等に関し、弁護士としての専門的見地から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名報酬委員会の委員として、就任以降に開催された委員会2回のうち2回出席いたしました。客観的・中立的立場で当社の役員昇格や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
取締役 猪岡 修治	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回出席いたしました。出席した取締役会において、主に企業経営の統治及び受注、製造について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名報酬委員会の委員として、就任以降に開催された委員会2回のうち2回出席いたしました。客観的・中立的立場で当社の役員昇格や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
取締役 西田 英樹	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回出席いたしました。出席した取締役会において、主に財務・会計等に関し、公認会計士としての専門的見地から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役 高橋 淳子	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回出席いたしました。出席した取締役会において、主に財務・会計等に関し、税理士としての専門的見地から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監査役 鳥海 隆雄	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回、監査役会15回のうち15回出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に財務・会計等に関し、公認会計士としての専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。
監査役 本橋 信隆	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回、監査役会15回のうち15回出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に財務・会計等に関し、公認会計士としての専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。

(3) 会計監査人の状況

- ① 名称 EY新日本有限責任監査法人
- ② 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	36百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	36百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額についての同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(4) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

① 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、取締役会において、業務の適正を確保するための体制を整備するため「内部統制システム構築の基本方針」を決議しております。なお、取締役会決議の内容の概要は以下のとおりです。(最終改定 2015年5月7日)

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 総務部はコンプライアンス体制に関する規程を整備し、当社及び当社子会社（以下「当社グループ」という。）の取締役並びに従業員が法令・定款及び当社グループの経営理念を遵守した行動をとるための行動規範を定めるとともに、取締役並びに従業員に対して教育等を行う。
- (2) 上述の活動は定期的に取り締役会及び監査役会に報告する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 文書管理規程に基づき、次の各号に定める文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）を関連資料とともに保存する。
 - ① 株主総会議事録
 - ② 取締役会議事録
 - ③ 役員部長連絡会議事録
 - ④ 税務署その他官公庁、証券取引所、業界団体等に提出した書類の写し
 - ⑤ その他文書管理規程に定める文書
- (2) 上記文書の保管場所及び保管方法は、取締役又は監査役から閲覧の要請があった場合、2営業日以内に本社において閲覧が可能な場所及び方法とする。
- (3) 上記文書の保存期間は、法令に別段の定めがない限り、文書管理規程に各文書の種類ごとに定めるところによる。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスク管理を体系的に規定する危機管理規程を定める。
- (2) 取締役会のほかに、週1回開催される役員部長連絡会において営業上の問題、製造上の問題、経営上の問題等を全社的な視点で検討、評価し、今後当社グループが直面する可能性のあるリスクについて有効な対策を実施できる管理体制の構築及び運用を行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として月1回の定例取締役会を開催するほか適宜適時に開催し、重要事項に関して迅速かつ確かな意思決定を行う。
- (2) 経営方針を機軸に毎年策定される年度計画に基づき業績管理を行う。
- (3) 日常の業務執行に際しては、情報システムの利用を通じて当社グループの役員及び従業員の適切な情報伝達と意思疎通を推進するとともに、職務権限規程、業務分掌規程等に則った権限の委譲を行い、それぞれの局面において責任者が意思決定ルールに基づき業務を執行する。

5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社グループは、グループ全体の企業価値の向上を図るとともに、グループ経営理念に基づく関係会社管理規程に則って企業集団内での指揮、命令、意思疎通等の連携を密にし、指導、助言、評価を行いながらグループ全体としての業務の適正化を図る。
- (2) 監査室は、当社子会社を含めたグループ全体の内部監査を実施する。
- (3) 監査室は必要に応じて、各部署の日常的な活動状況の監査を実施する。
- (4) 総務部、監査室及び監査役は、それぞれ連携してグループ全体のコンプライアンス体制及びコンプライアンス上の問題点の有無を調査・検討する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査役は監査室に対し、補助者として監査業務の補助を行うよう命令できるものとする。
- (2) 上記の補助者の人事異動・人事評価・懲戒処分については、常勤監査役と事前に協議を行い、同意を得なければならない。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制、並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 当社グループの役員及び従業員は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実その他事業運営上の重要な事項について速やかに監査役に報告する。前記に拘わらず、監査役はいつでも必要に応じて、当社グループの役員及び従業員に対して業務の執行に関する報告を求めることができる。
- (2) 監査室は、監査の結果を適時、適切な方法により監査役に報告する。
- (3) 当社グループは、監査役への報告を行った当社グループの役員及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員及び従業員に周知徹底する。

8. 監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をした時は当該監査役の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

9. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役会は、代表取締役社長及び監査法人与それぞれ必要に応じて意見交換を行う。
- (2) 監査役が実施した監査内容は、監査報告書にまとめ、取締役会及び監査役会に提出する。

10. 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性、適正性の確保のため、全社的な統制活動及び各業務プロセスの統制活動を強化し、その運用体制を構築する。

11. 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、法務省の「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」に基づき、反社会的勢力排除を目的とした下記の基本方針を定めて対応を行っております。

- (1) 担当者や担当部署だけで対応した場合、要求に応じざるを得ない状況に至ることもあり得るため、担当者や担当部署だけに任せず社会的に対応し、不当要求に関連して従業員の安全を確保する。
- (2) 警視庁をはじめとする各都道府県警察本部及び所轄警察署、各都道府県暴力追放推進センター、弁護士等、外部専門機関との緊密な連帯関係を構築する。
- (3) 反社会的勢力とは、一切取引を行わない。新規取引先に対しては、「反社会的勢力対応マニュアル」に定める手続きにより反社会的勢力でないことの確認を行ったうえで取引を開始しなければならない。

万一、反社会的勢力とは知らずに取引を有してしまった場合は、相手方が反社会的勢力であると判明した時点、あるいは反社会的勢力であるとの疑いが生じた時点で、速やかに取引を解消する。

- (4) 不当要求を防止するために、役員並びに管理職及び拠点責任者は、反社会的勢力とは不適切な交際を行わない。万一、反社会的勢力とは知らずに不適切な交際をなしてしまった場合は、不適切な交際相手が反社会的勢力であると判明した時点、あるいは反社会的勢力であるとの疑いが生じた時点で、速やかに所定の方法により通報する。
- (5) 警察及び弁護士等外部専門機関の協力を得て法的に対応する必要がある場合は、これらの機関と積極的に連絡を取り、民事と刑事の両面から法的対応をとる。
- (6) 反社会的勢力による不当要求が、当社の事業活動上の不祥事や、役員もしくは従業員等の不祥事を理由とする場合であっても、事実を隠蔽するための裏取引は絶対に行わない。また、反社会的勢力への資金提供は私的にも絶対に行わない。

上記の基本方針実現のため、対応を統括する部署・体制、情報の一元管理・蓄積、従業員に向けた研修、対応マニュアルの整備を進めております。

また、取引先に対しましては、反社会的勢力との関係において疑義が生じた場合、外部の調査機関に確認を依頼し、その結果により取引開始の可否を判断しております。さらに、契約書締結に際し、反社会的勢力との関係が発覚した場合、契約を解除する旨の条項を盛り込むよう努めております。

② 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は取締役会において決議された「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、当社及び子会社の内部統制システムを整備し運用しております。

当事業年度の開始時には、全管理職を対象に経営方針会議を実施し、経営方針、経営課題、対応方針等を発表し、全社員の認識の統一化を図っております。

期中においては、監査室による内部監査を実施し、各部門による内部統制の対応方針と実施状況を取締役に報告しております。

また、当事業年度末においては、監査室による内部統制の整備・運用状況の評価結果による重大な是正事項は存在しないことを認識しております。

(5) 会社の支配に関する基本方針

当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

① 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」といいます。）

上場会社である当社の株券等は、株主及び投資家の皆様による自由な取引が認められているため、当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方について、最終的には、株主の皆様の意思に基づいて決定されることを基本とすべきと考えております。そのため、会社の支配権の移転を伴う当社株券等の大規模買付けに応じるか否かの判断も、最終的には株主の皆様の意思に基づいて行われるべきと考えております。また、当社は、当社株券等の大規模買付けが行われる場合であっても、それが当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に資するものであればこれを否定するものではありません。

しかしながら、事前に対象者の取締役会の賛同を得ずに実施される上場株券等の大規模買付けの中には、株券等を買集め、濫用的な会社運営を行い、多数派株主として自己の利益を追求することのみを目的とするもの、又は、株主の皆様に株券等の売却を事実上強要し、若しくは、株主の皆様を真の企業価値を反映しない廉価で株券等を売却せざるを得ない状況におくような態様によるもの等、企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を毀損するおそれのある株券等の大規模買付けも見受けられます。

当社といたしましては、このような当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益を毀損するおそれのある当社株券等の大規模買付けを行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。そのため、このような者による当社株券等の大規模買付けに対しては、必要かつ相当な対応措置を採ることで、当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益を確保する必要があると考えております。

② 基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社は、上記基本方針の実現に資する取組みとして、以下の各取組みを実施しております。

(a) 企業価値向上への取組み

- ア. 当社の企業価値の源泉
 - (ア) 高い技術力に裏打ちされた製品のブランド力
 - (イ) 健全な財務体質
- イ. 企業価値向上に向けた取組み
 - (ア) 製品開発について
 - (イ) 成長分野への積極的投資
 - (ウ) 人材育成への取組み
 - (エ) 社会貢献活動

(b) コーポレート・ガバナンスの充実のための取組み

- ア. 企業統治体制の状況
- イ. 内部統制システムの整備状況
- ウ. 内部監査及び監査役監査の状況
- エ. リスク管理体制の整備状況

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

(a) 当社株券等の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）導入の目的

本プランは、基本方針に沿って、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し、又は向上させることを目的として導入されたものです。

当社は、当社株券等に対する大規模買付けが一定の合理的なルールに従って行われるよう、株券等の大規模買付けの提案がなされた場合における情報提供等に関する一定のルールを設定するとともに、基本方針に照らして不適切な者によって大規模買付けがなされた場合に、それらの者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、対抗措置の発動手続等を定めた本プランを導入することにいたしました。

(b) 本プランの概要

本プランは、当社に対する買収等（当社が発行する株券等について、保有者及びその共同保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付け等又は当社が発行する株券等について、公開買付け後の公開買付者の株券等の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け）が行われる場合に、当社取締役会が、買収等を行おうとする者又は買収等の提案を行う者（併せて、以下「買収提案者等」といいます。）に対して、買収提案者等及び買収等に関する情報の提供を求め、当社取締役会から独立した社外者のみから構成される特別委員会による勧告を最大限尊重して、当該買収等について評価・検討し、買収提案者等との買収条件に関する交渉や株主の皆様への代替案等の提示を行い、一定の場合には対抗措置を発動するための手続であります。

本プランの有効期間（以下「有効期間」といいます。）は、2022年6月21日開催の第58期定時株主総会において承認された時点から、承認後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとなっております。

ただし、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会又は当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

④ 各取組みについての当社取締役会の判断及びその判断に係る理由

(a) 上記②について

上記②に記載した各取組みは、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保・向上させるための具体的取組みとして策定されたものであり、基本方針の実現に資するものです。

従いまして、これらの各取組みは、基本方針に沿い、当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではありません。

(b) 上記③について

当社は、上記③の取組みは、基本方針に沿うものであり、また、買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること、株主意思を重視するものであること、独立性の高い特別委員会の判断の重視と情報開示の仕組みがあること、合理的な客観的要件が設定されていること、デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと等の理由から、当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

連結計算書類

連結貸借対照表 第59期（2023年3月31日現在）

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	23,428	流動負債	5,246
現金及び預金	10,870	買掛金	2,777
受取手形	1,372	未払金	351
電子記録債権	1,618	未払法人税等	768
売掛金	4,559	契約負債	439
契約資産	815	賞与引当金	280
有価証券	1	役員賞与引当金	69
商品及び製品	2,708	資産除去債務	1
仕掛品	267	その他	556
原材料及び貯蔵品	922	固定負債	80
その他	292	長期未払金	24
貸倒引当金	△1	資産除去債務	52
固定資産	35,378	その他	2
有形固定資産	21,777	負債合計	5,326
貸与資産	11,541	純資産の部	
建物及び構築物	2,437	株主資本	52,887
土地	7,340	資本金	2,855
建設仮勘定	245	資本剰余金	8,855
その他	212	利益剰余金	42,996
無形固定資産	244	自己株式	△1,820
投資その他の資産	13,356	その他の包括利益累計額	593
投資有価証券	12,193	その他有価証券評価差額金	608
敷金及び保証金	683	為替換算調整勘定	△15
退職給付に係る資産	12	純資産合計	53,480
繰延税金資産	137	負債純資産合計	58,806
その他	329		
資産合計	58,806		

連結損益計算書 第59期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	31,652
売上原価	18,790
売上総利益	12,862
販売費及び一般管理費	8,553
営業利益	4,308
営業外収益	405
受取利息	11
受取配当金	286
受取賃貸料	19
受取補償金	43
為替差益	20
雑収入	24
営業外費用	38
支払手数料	0
株式報酬費用	37
雑損失	1
経常利益	4,674
特別利益	6
固定資産売却益	5
投資有価証券売却益	0
特別損失	64
固定資産処分損	35
子会社整理損	28
税金等調整前当期純利益	4,616
法人税、住民税及び事業税	1,478
法人税等調整額	8
当期純利益	3,130
親会社株主に帰属する当期純利益	3,130

連結株主資本等変動計算書

第59期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,855	8,812	40,888	△1,838	50,717
当期変動額					
剰余金の配当			△1,021		△1,021
親会社株主に帰属する当期純利益			3,130		3,130
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		32		18	50
連結範囲の変動		10			10
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	42	2,108	17	2,169
当期末残高	2,855	8,855	42,996	△1,820	52,887

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整 勘	その 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当期首残高	296	△4	291	51,009
当期変動額				
剰余金の配当				△1,021
親会社株主に帰属する当期純利益				3,130
自己株式の取得				△0
自己株式の処分				50
連結範囲の変動				10
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	312	△10	301	301
当期変動額合計	312	△10	301	2,471
当期末残高	608	△15	593	53,480

計算書類

貸借対照表 第59期 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	23,391	流動負債	5,230
現金及び預金	10,840	買掛金	2,777
受取手形	1,372	未払金	349
電子記録債権	1,618	未払費用	116
売掛金	4,559	未払法人税等	768
契約資産	815	契約負債	439
有価証券	1	前受金	311
商品及び製品	2,708	預り金	48
仕掛品	267	賞与引当金	280
原材料及び貯蔵品	922	役員賞与引当金	69
前渡金	4	資産除去債務	1
前払費用	192	その他	66
その他	89	固定負債	80
貸倒引当金	△1	長期未払金	24
固定資産	35,464	資産除去債務	52
有形固定資産	21,777	その他	2
貸与資産	11,541	負債合計	5,310
建物	1,883	純資産の部	
構築物	554	株主資本	52,937
機械及び装置	93	資本金	2,855
車輛運搬具	34	資本剰余金	8,855
工具、器具及び備品	83	資本準備金	4,586
土地	7,340	その他資本剰余金	4,268
建設仮勘定	245	利益剰余金	43,047
無形固定資産	244	利益準備金	713
借地権	20	その他利益剰余金	42,333
電話加入権	16	別途積立金	37,900
ソフトウェア	174	繰越利益剰余金	4,433
ソフトウェア仮勘定	3	自己株式	△1,820
のれん	30	評価・換算差額等	608
投資その他の資産	13,443	その他有価証券評価差額金	608
投資有価証券	12,184	純資産合計	53,545
関係会社株式	9	負債純資産合計	58,856
出資金	0		
破産更生債権等	0		
長期前払費用	281		
繰延税金資産	226		
敷金及び保証金	681		
前払年金費用	12		
その他	46		
資産合計	58,856		

損益計算書 第59期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	31,555
売上原価	18,704
売上総利益	12,851
販売費及び一般管理費	8,444
営業利益	4,407
営業外収益	386
受取利息	11
受取配当金	286
受取賃貸料	19
受取補償金	43
雑収入	26
営業外費用	77
貸倒引当金繰入額	39
支払手数料	0
株式報酬費用	37
雑損失	0
経常利益	4,715
特別利益	4
固定資産売却益	3
投資有価証券売却益	0
特別損失	131
固定資産処分損	31
子会社整理損	100
税引前当期純利益	4,588
法人税、住民税及び事業税	1,478
法人税等調整額	40
当期純利益	3,069

株主資本等変動計算書

第59期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金				
						別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	2,855	4,586	4,236	8,823	713	35,900	4,386	40,999	△1,838	50,840
当期変動額										
別途積立金の積立						2,000	△2,000	-		-
剰余金の配当							△1,021	△1,021		△1,021
当期純利益							3,069	3,069		3,069
自己株式の取得									△0	△0
自己株式の処分			32	32					18	50
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）										
当期変動額合計	-	-	32	32	-	2,000	47	2,047	17	2,097
当期末残高	2,855	4,586	4,268	8,855	713	37,900	4,433	43,047	△1,820	52,937

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	296	296	51,136
当期変動額			
別途積立金の積立			-
剰余金の配当			△1,021
当期純利益			3,069
自己株式の取得			△0
自己株式の処分			50
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	312	312	312
当期変動額合計	312	312	2,409
当期末残高	608	608	53,545

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月25日

株式会社ナガワ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	北 澄 和 也
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	根 津 美 香

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ナガワの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ナガワ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月25日

株式会社ナガワ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	北 澄 和 也
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	根 津 美 香

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ナガワの2022年4月1日から2023年3月31日までの第59期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第59期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保する為の体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
 - ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人、EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人、EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月26日

株式会社ナガワ 監査役会
 常勤監査役 高橋 学 ㊟
 社外監査役 鳥海 隆雄 ㊟
 社外監査役 本橋 信隆 ㊟

以上

株主総会会場ご案内図

東京都千代田区大手町1-2-1
Otemachi One 3F 大手町三井ホール



■ アクセス

- ・東京メトロ「大手町駅」C4またはC5出口直結
千代田線／徒歩約2分 半蔵門線／徒歩約3分 丸の内線／徒歩約5分 東西線／徒歩約9分
都営地下鉄三田線／徒歩約6分
- ・東京メトロ「竹橋駅」4番出口より徒歩約5分
- ・JR「東京駅」丸の内中央口地下道直結 徒歩約12分

◎駐車場の準備はいたしておりませんので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。